

令和2年度

学校いじめ防止基本方針

中土佐町立上ノ加江中学校

1. いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 目的

この基本方針は、いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであるとの認識のもと、生徒の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための基本理念を定めて学校の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための基本的な対策を定め、いじめの防止等の取組を、「いじめ防止推進法」及び「高知県いじめ防止基本方針」、「中土佐町いじめ防止基本方針」に基づき、総合的、組織的、効果的に推進することを目的とする。

(2) いじめの防止等のための基本理念

いじめが全ての生徒に関係する問題であり、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深める。また、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校・家庭・地域その他の関係者の連携の下、以下の基本認識を共有し、いじめの問題を克服する。

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴力、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育のあり方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(3) いじめの定義

「いじめ」とは、在籍する生徒が一定の人的関係にある他の生徒に心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って判断する。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める必要がある。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。ただし、このことは、行為の起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策委員会を活用して行う。具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 物品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

これらの「いじめ」の中には、生徒の生命、身体及び財産に重大な被害が生じるような犯罪行為として取り扱われるべきものと認められ、直ちに警察に相談することが必要なものも含まれる。これらに

については、関係する生徒に対する教育的な配慮や被害生徒とその保護者の意向等への配慮のうえ、警察と連携した対応をとる。

(4) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。そして、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」であっても、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる場合もある。また、いじめの加害者・被害者という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の中で、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。いじめには、様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴力、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育のあり方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2. 学校及び教職員の責務

すべての生徒が安心かつ安全に学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。また、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、その再発防止に努める。

3. いじめ防止等のための基本的な考え方と具体的な取組

(1) いじめ未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめの未然防止に取り組む。

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の生徒に徹底する。いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという認識、また、いじめを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を生徒に持たせる。
- ② 学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導する。特に、道徳の時間を要とした道徳教育を通して、指導の充実を図る。また、ボランティア活動や地域学習、職場体験学習等の体験活動をはじめ、人間関係や生活経験を豊かなものとするキャリア教育活動を取り入れる。
- ③ 学級活動や生徒会活動などの場を活用して、生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組めるよう支援する。
- ④ 個々の教員がいじめ問題の重大性を正しく認識し、危機意識を持って取り組む。また、教職員の何気ない言動が生徒に大きな影響力を持つことに十分留意し、教職員自身がいじめを助長するような言動は厳に慎む。
- ⑤ グループ内での生徒の人間関係の変化を踏まえ、学級経営やグループ指導の在り方、班別指導について不断の見直しや工夫改善を行う。

＜具体的な取組＞

- ア. 人間関係づくり、居場所づくり、集団づくりの取り組みの推進【学級・特別活動】
「生徒が自ら学級や学校生活の諸問題の解決に取り組む活動を支援する」
- イ. わかる授業づくり【各教科】
「一人ひとりに基礎学力をつけ、学びあい高めあう集団を育てる」
- ウ. 規範意識の醸成【道徳教育】
「他者への思いやりや信頼関係を築きつつ、集団として高めあうことができる生徒を育成する」
- エ. 生徒会活動の活性化【生徒会活動】
「自分の身の回りの諸問題について話し合い、解決する活動を通して学校生活を充実し向上していく実践的態度を身につけさせる」
- オ. 体験活動の充実【総合学習・キャリア教育など】
「様々な人々と接する中で、自らを見つめ、自分の生き方を仲間と共感しながら、主体的に考えることができる生徒を育成する」
- カ. 子どもの笑顔のために～いじめのない学校をめざして～（高知県教育委員会作成）の活用
- キ. インターネット等を通じて行われるいじめに対する学習【情報モラル教育の充実】
- ク. 非行犯罪防止教室
- ケ. いじめ防止等に関する年間計画の作成

（２）いじめの早期発見

いじめは大人が気づきにくい形でおこなわれることが多いことを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかという疑いを持って、早い段階からの確にかかわりをもつ。また、いじめを隠したり、状況を軽視したりするのではなく、いじめを積極的に認知することが必要である。そのため生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つよう努める。

＜早期発見の手立て・対応＞

- ① 日常の観察により生徒の生活実態のきめ細かい把握に努めるとともに、アンケート調査や個人懇談等、いじめを見つけるための積極的な取組を定期的に行う。また、いじめの把握に当たっては、スクールカウンセラーや養護教諭などとの連携に努める。
- ② 生徒や保護者からのいじめの訴えはもちろんのこと、その兆候等の危険信号は、どんな些細なものであっても真剣に受け止め、すみやかに教職員相互において情報交換するなど、適切かつ迅速な組織対応を図る。
- ③ 生徒の仲間意識や人間関係の変化に留意しつつ、いじめの発見や対応に努める。特に、問題行動等が生じているときには、同時にいじめが行われている場合もあることに留意する。
- ④ いじめの問題解決のため、いじめを把握した際には、速やかに町教育委員会に報告するとともに、必要に応じ、警察等の地域の関係機関と連携協力を行う。
- ⑤ いじめられる生徒や、いじめを告げたことによっていじめられると考えている生徒を徹底して守り通すということを、教職員が言葉と態度で示す。
- ⑥ いじめられている生徒が、そのことを自分の胸の中に止めたりせず、友人、教職員、親に必ず相談するよう伝える。
- ⑦ 心の教育センターや『子どもの人権１１０番』の教育相談、『子ども人権ＳＯＳミニレター』等、校内外の相談場所を周知する。

- ⑧ いじめ問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加により、事例研究やカウンセリング演習、予防的な取組など実践的な内容の研修を実施する。

＜具体的な取組＞

ア. いじめ調査アンケート等の実施

○生徒対象 生活アンケート（7月、11月、2月） QU アンケート（5月、11月）

○三者懇談（7月、12月） 学級懇談会（4月、11月、2月）

イ. いじめ相談体制

○スクールカウンセラー来校日 ○いじめ防止対策委員会 ○他の教育相談窓口の周知

○心の教育センターの教育相談、子ども人権SOSミニレター、子ども人権110番等

ウ. 校内研修

○生徒指導、生徒理解研修（学期に1回）

○上ノ加江地区小中連絡会・合同研修会

エ. 校内支援会

○スクールカウンセラーの見立てをもとに未然防止に取り組む（毎月）

オ. その他

○自学ノートや班ノート

○学年会、職員会での生徒理解

4. いじめに対する措置

(1) 基本的対応

- ① いじめの問題については、生じた際に、いかに迅速に対応し、その悪化を防止し、真の解決や再発防止に結びつけることができたかが重要であることから、いじめ防止対策委員会を中心に相互の連絡・報告を密にしつつ、いじめの発生等についてきめ細かな状況把握を行い、適切な対応に努める。
- ② 校長のリーダーシップの下に、それぞれの教職員の役割分担や責任の明確化を図るとともに、密接な情報交換により共通認識を図りつつ、全教職員が一致協力して指導に取り組む。
- ③ 校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭は、いじめの訴え等に基づき、学年主任や学級担任等へ対応を指示したり、情報を伝達したりした場合には、その対応状況等について、逐次報告を受けるなど、その解決に至るまで適切にフォローする。
- ④ いじめを受けている生徒等の心理的圧迫感をしっかりと受け止めながら丁寧に聞き取りを行うとともに、当事者だけでなく、まわりの生徒からの情報収集を行い、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
- ⑤ いじめの兆候を発見した場合は、いじめられる生徒からの訴えが弱いことを理由に問題を軽視したり、いじめる側といじめられる側の主張に隔たりがあることを理由に、必要な対応を欠くことがあったりしないよう努める。

(いじめる生徒への指導・措置)

- ① いじめを行った生徒に対しては、心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようにするなど、一定の教育的配慮の下に、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他人の痛みを理解できるようにする指導を根気強く継続して行う。
- ② いじめを行う生徒に対しては、必要な場合は一定期間、校内においてほかの生徒と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導する。
- ③ いじめられる生徒を守るために必要な場合は、いじめる生徒に対する出席停止の措置につい

て教育委員会に意見具申を行ったり、関係機関の協力を求めたりするとともに、暴行や恐喝など犯罪行為に当たるようないじめを行う生徒については、警察との連携を積極的に図っていく。

- ④ いじめが解決したと判断した場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、そのときの指導により解決したと即断することなく、当該生徒が卒業するまで、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

(いじめを受けた生徒へのケアと弾力的な対応)

- ① 生徒に対する親身な教育相談を一層充実させるため、スクールカウンセラーの活用や、養護教諭との連携を積極的に図る。また、教育相談について、全教職員を対象に実践的な校内研修を実施する。
- ② 教育相談室が相談しやすい雰囲気になるよう工夫するなど、生徒にとって相談しやすい環境を整える。
- ③ いじめられる生徒には、いじめの解決に向けての様々な取組を進めつつ、生徒の立場に立って、必要な場合は緊急避難としての措置を検討する。その際、保護者と十分に連携を図るとともに、その後の学習に支障を生ずることのないように十分留意する。
- ④ いじめられる生徒に配慮するという観点から、グループ替えや座席替えなども検討する。また、進級の際にも、いじめられる生徒の立場に立った配慮を検討する。
- ⑤ いじめられる生徒には、保護者の希望により、就学すべき学校の指定の変更を認める措置について、関係学校の校長などの関係者の意見も十分に踏まえて、教育委員会に意見具申を行う。この場合、いじめにより生徒の心身の安全が脅かされるようなおそれがある場合はもちろん、いじめられる生徒の立場に立って、いじめから守り通すため必要があれば弾力的に対応する。

(2) いじめ問題等の対策のための組織

①名 称 いじめ防止対策委員会

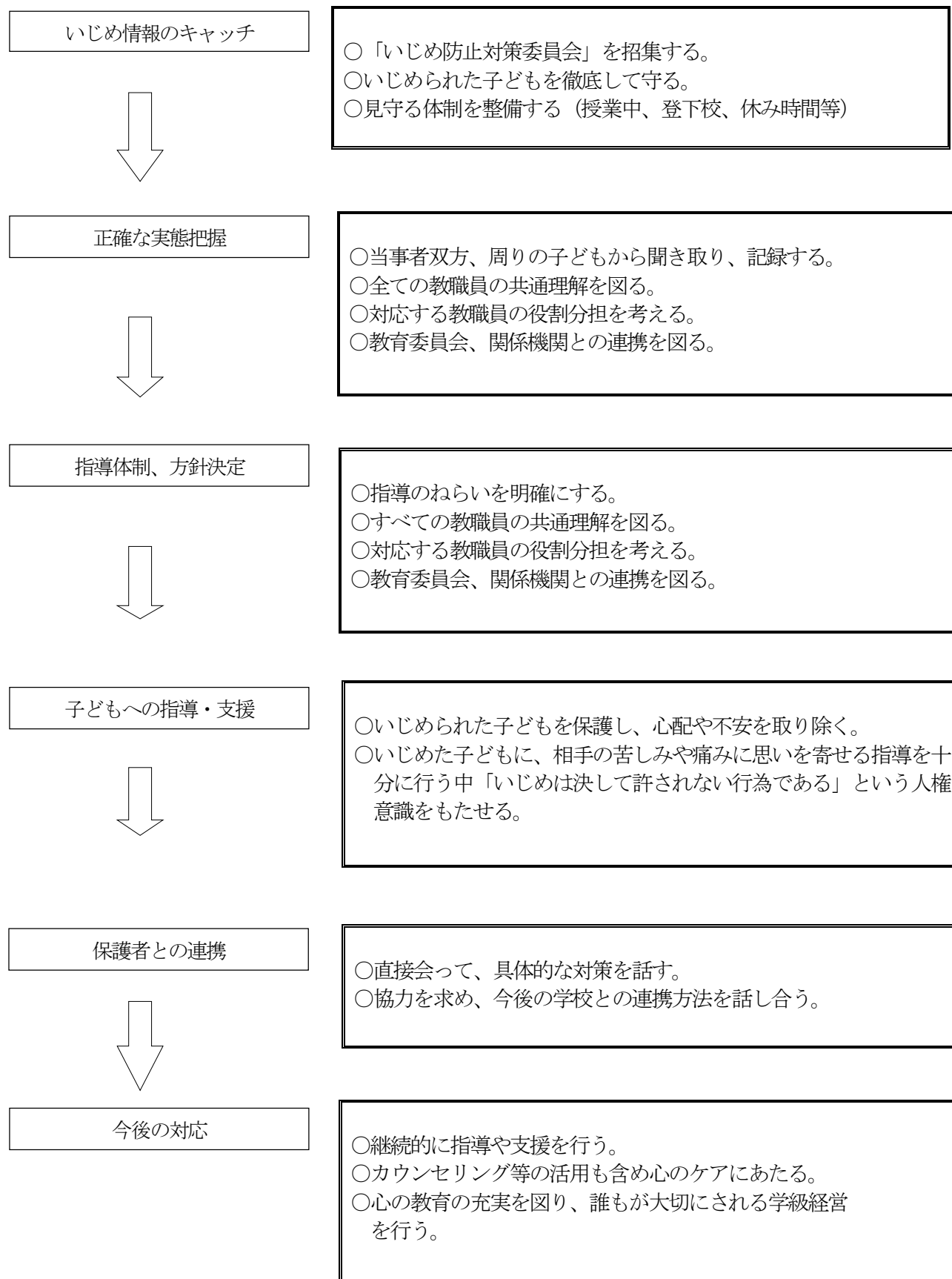
②構成員 校長、教頭、生徒指導主事、人権教育主任 養護教諭、スクールカウンセラー

③活 動

- ア. 学校いじめ防止基本方針の策定と見直し
- イ. いじめ（問題行動）の未然防止
- ウ. いじめ（問題行動）事案の対応
- エ. 教職員の資質向上のための校内研修
- オ. 年間計画の策定と実施及び年間計画の進捗状況のチェック
- カ. 各取組の有効性の検証

- ⑤ 開 催 月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。
但し、学校運営委員会と兼ねて行うこともある。

(3) いじめ対応の基本的手順



5. 家庭・地域社会との連携

- ① いじめの問題については、学校のみで解決することに固執しない。学校においていじめを把握した場合には、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図る。保護者等からの訴えを受けた場合には、まず謙虚に耳を傾け、その上で、関係者全員で取り組む。
- ② 学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日頃より、積極的に公表し、保護者等の理解や協力を求めるとともに、各家庭でのいじめに関する取組のための具体的な資料として役立ててもらえるような工夫する。
- ③ いじめ等に関して学校に寄せられる情報に対し、誠意を持って対応する。また、いじめの問題に関し学校と保護者や地域の代表者との意見交換の機会を設けること。特にPTAと学校との実質的な連絡協議の場を確保するなどにより、家庭・地域社会との連携を積極的に図る。
- ④ 実際にいじめが生じた際には、個人情報の取扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行うことにより、保護者や地域住民の信頼を確保する。また、事実を隠蔽するような対応は行わない。

6. ネット上のいじめへの対応

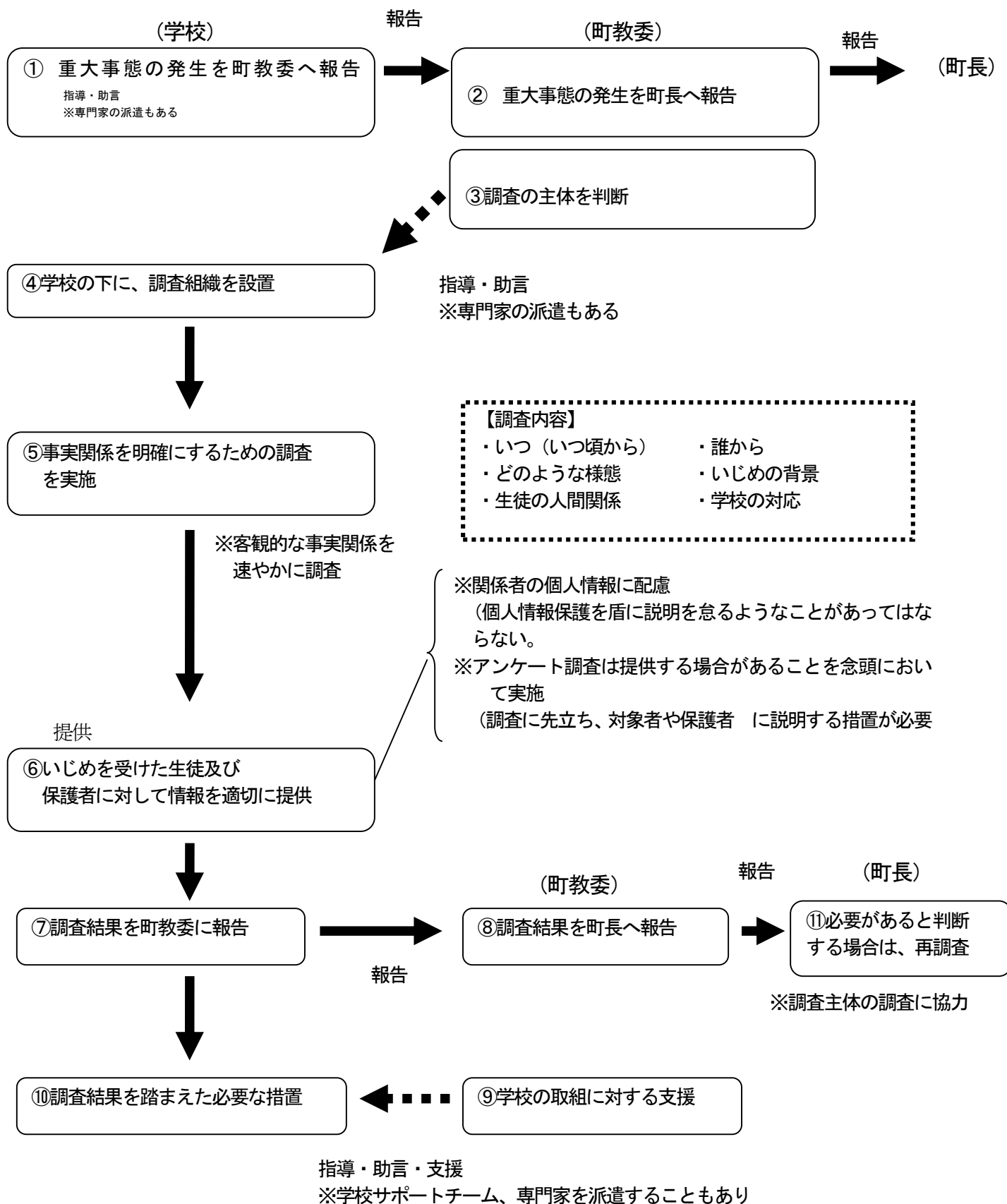
- ① ネット上の不適切な書き込み等があった場合、保護者と連携して、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ防止委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査を行う。
- ② 書き込みへの対応については、被害にあった生徒及びその保護者の意向を尊重し、保護者と連携して当該生徒の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、高知法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- ③ 情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7. 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席していることが、いじめに起因するという疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ア. 重大事態が発生した旨を、町教育委員会にすみやかに報告する。
- イ. 町教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ. 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ. 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

※ 重大事案対応・報告のフロー図



※いじめ防止等に関する年間計画

	職員会 いじめ防止対策委員会	未然防止に 向けた取組	早期発見に 向けた取組	備考 (主な学校行事)
4月	○職員会（基本方針周知） ○いじめ防止対策委員会 ○学年会（いじめに関する 情報共有等） ○PTA総会・参観日（学 校基本方針の説明及び協力 の要請等）	○オリエンテーション でのいじめに関する講 話 ○学校・学級通信の発 行（いじめ防止等に関 する広報等）	○家庭訪問 ○個人面談 ○スクールカウンセラ ーの紹介	○始業式 ○対面式
5月	○学校運営委員会 ○職員会議（情報共有） ○いじめ防止対策委員会 ○学年会（いじめに関する 情報共有等）	○学校・学級通信の発 行（いじめ防止等に関 する広報等） ○上ノ加江地区保小中 連絡会（保小中連携に よる生徒理解）	○いじめアンケート ○スクールカウンセラ ーとの生徒個別面接	○中間テスト ○遠足 ○支部体
6月	○職員会（情報共有） ○いじめ防止対策委員 ○学年会（いじめに関する 情報共有等） ○生徒支援会	○全校集会 ○学校・学級通信の発 行（いじめ防止等に関 する広報等）	○Q-Uアンケートの 分析 ○スクールカウンセラ ーとの個別面接	○生徒総会 ○職場体験学習(3年)
7月	○職員会（情報共有） ○いじめ防止対策委員会 ○学年会（いじめに関する 情報 共有等） ○スクールカウンセラーに よる校内研修	○全校集会 ○学校・学級通信の発 行（いじめ防止・仲間 づくり等に関する広報 等）	○三者面談（担任・生 徒・保護者） ○スクールカウンセラ ーによる カウンセリ ング	○期末テスト ○救急法 ○非行防止教室 ○終業式
8月	○いじめ問題に関する 校内研			
9月	○職員会（情報共有） ○いじめ防止対策委員会 ○学年会（いじめに関する 情報共有等）	○全校集会 ○学校・学級通信の発 行（いじめ防止・仲間 づくり等に関する広報 等）	○スクールカウンセラ ーによる カウンセリ ング	○始業式 ○小中合同運動会
10月	○職員会（情報共有） ○いじめ防止対策委員会 ○学年会（いじめに関する 情報共有等）	○全校集会 ○学校・学級通信の発 行（仲間づくり等に関 する広報等）	○スクールカウンセラ ーによる カウンセリ ング	○中間テスト ○修学旅行（2年）
	○職員会（情報共有）	○全校集会	○スクールカウンセラ	○地区民運動会

11月	○いじめ防止対策委員会 ○学年会（いじめに関する情報共有等） ○生徒支援会	○学校・学級通信の発行（いじめ防止・仲間づくり等に関する広報等）	一によるカウンセリング	○文化祭 ○生徒会役員選挙
12月	○職員会議（情報共有） ○いじめ防止対策委員 ○学年会（いじめに関する情報共有等）	○全校集会 ○学校・学級通信の発行（いじめ防止・仲間づくり等に関する広報等）	○三者面談（担任・生徒・保護者） ○Q-Uアンケートの分析 ○スクールカウンセラーによる カウンセリング	○期末テスト ○持久走伝大会 ○終業式
1月	○職員会（情報共有） ○いじめ防止対策委員 ○学年会（いじめに関する情報共有等）	○全校集会 ○学校・学級通信の発行（いじめ防止・仲間づくり等に関する広報等）	○Q-Uアンケート校内研修（分析結果から生徒理解） ○スクールカウンセラーによる カウンセリング	○始業式
2月	○職員会（情報共有） ○いじめ防止対策委員会 ○学年会（いじめに関する情報共有等） ○生徒支援会	○全校集会 ○学校・学級通信の発行（いじめ防止・仲間づくり等に関する広報等） ○上ノ加江保小中連絡会（情報交換）	○スクールカウンセラーによる カウンセリング ○三者面談（担任・生徒・保護者）	○期末テスト3年 ○道徳参観日
3月	○職員会（情報共有） ○いじめ防止対策委員会 ○学年会（いじめに関する情報共有等）	○全校集会 ○学校・学級通信の発行（いじめ防止・仲間づくり等に関する広報等）	○スクールカウンセラーによる カウンセリング	○お別れ遠足 ○期末テスト 1・2年 ○公立高校入試 ○卒業式 ○修了式 ○離任式

生徒個別チェックシート【教員用】

1、登校時・朝の会等

- ☐ 欠席、遅刻、早退が目立つ。
- ☐ 表情が暗く、どことなく元気がない。
- ☐ 顔や体に傷や殴られたような跡がある。
- ☐ どこかおどおどして、脅えているように感じられる。
- ☐ 元気がない、浮かない顔をしている。
- ☐ 教師と視線を合わせようとしない。
(教師の目を避けている。)
- ☐ 教師の問いかけに答えようとしない。
(何かごまかそうとしている。)

4、休み時間

- ☐ トイレ等に閉じこもりがちである。
- ☐ 階段の上がり下がりを繰り返すなど、一人で時間を潰している。
- ☐ 体育館の裏やトイレ、物かげなど、目の届きにくい場所からよく出てくる。
- ☐ プロレスごっこ等でいつもやられ役になっている。
- ☐ 友達とよくふざけあっているが、なんとなく表情が暗い。また、不自然な笑いを浮かべている。
- ☐ 特別な用事もないのに、職員室や保健室・図書館等にいることが多く、一人になりたがらない。

2、登校時・朝の会等

- ☐ 頭痛、腹痛、吐き気等を訴え、保健室や職員室への出入りが頻繁になる。
- ☐ 一人で遅れて教室に入ってくることが多い。
- ☐ よい発言や行動をしたのに周りから賞賛や評価が得られない。
- ☐ 特定の子が発表すると笑いや冷やかし、または、無視がある。
- ☐ 元気がない、浮かない顔をしている。
- ☐ 体育の授業等で、特定の子にボールが回らない、または、回される。
- ☐ 一人で活動することが多い。
- ☐ グループ活動等で、机と机が離れている。
- ☐ いつも準備や片付けをさせられたりする。
- ☐ 配付したプリントが特定の子に渡らない。

5、その他

- ☐ 学級内で問題が生じると、特定のこどもの名前がすぐにあがる。
- ☐ 班編成で最後まで所属が決まらない。活動中もよく一人である。
- ☐ 傷やけがの跡があるのか、腕や足、首等の肌を隠そうとする。
- ☐ 周りの友達に異常なほど気をつかっているように見える。
- ☐ 今まで付き合っていたグループから離れた。
- ☐ 特定の子の席に誰も座ろうとしない。
- ☐ 席の周りが空いている。机やイスの周りにゴミが散らかっている。
- ☐ 徴収金等を急に滞納し始めた。
- ☐ 学級写真等の顔にいたずらをされていた。
- ☐ 不快な呼び名で呼ばれている。

3、昼食時

- ☐ 給食や弁当のおかずやデザートを他人に与えている。
- ☐ 給食や弁当の中身が食べられている。
(食べ散らかされている)
- ☐ グループで食べる時、特定の子の机だけ離されたり、ポツンと残されたりする。

いじめ事案の初期対応時のチェックリストシート

教員用

☐ いじめの相談や訴え

に対して、親身になって受け止めた。

☐ 被害生徒から、いじめの

内容について十分に話を聞くことができた。

☐ 被害生徒の生命の安全を

最優先し、安全確保を行った。

☐ 初期対応の重要性を認識

し、管理職への通報を迅速かつ的確に行った。

☐ 個人ではなく、管理職を

中心にした体制のもと、チームを組織して対応した。

☐ 被害生徒や保護者の気持ちや思いを十分に受け止めている。

☐ 加害生徒や関係する生徒

に対し、事実と経過を複数の教職員で確認することができた。

☐ 事実確認と指導を明確に

区別し、冷静かつ客観的に事実確認を行うことができた。

☐ 当該生徒の保護者に、複数で家庭訪問を行い。保護

者同席で事実確認を行った。

管理職

☐ 職員会議を行い、全教職員

でいじめの状況と対応を確認して意思統一を図った。

☐ 町教委にいじめの対応の

第一報等を行った。

☐ 必要に応じて、須崎警察

署等の関係機関に相談した。

このアンケートは、みなさんの学校生活を安全で楽しくするためのものです。あとの質問に正直に答えてください。

学 年		組	
-----	--	---	--

問1 次の(1)～(4)の問題について、あなたの今の気持ちを答えてください。)

「当てはまる」「だいたい当てはまる」「あまり当てはまらない」「当てはまらない」の中から一番近いと思うものを1つ選んで、()に○をつけてください。

(1) 学校が楽しい

当てはまる() だいたい当てはまる() あまり当てはまらない() 当てはまらない()

(2) みんなでなにかをするのは楽しい

当てはまる() だいたい当てはまる() あまり当てはまらない() 当てはまらない()

(3) 勉強が分かる

当てはまる() だいたい当てはまる() あまり当てはまらない() 当てはまらない()

(4) 学校の先生は話を聞いてくれる

当てはまる() だいたい当てはまる() あまり当てはまらない() 当てはまらない()

問2 今年の○月から今日までに、あなたが、まわりの人からされたことがあるすべての()に○をつけてください。

⑥と⑧の場合は、実際にされたことを具体的に[]に書いてください。

- ① () 嫌なこと(冷やかし、からかい)や悪口をいわれた。
- ② () グループや集団から仲間はずれにされたり、無視された。
- ③ () ものを隠されたり、汚されたりした。
- ④ () ぶつかられたり、たたかれたり、けられたりした。
- ⑤ () お金やものをとられたり、壊されたりした。
- ⑥ () 嫌なことや危ないこと、恥ずかしいことを無理やりさせられた。
[]
- ⑦ () パソコンやケータイ電話で、メールやインターネットの掲示板などに悪口を書かれるなど嫌なことをされた。
- ⑧ () その他 []
- ⑨ () ①～⑧のようなことは、されなかった。

問3 問2で①～⑧に○をつけた人は答えてください。誰からそういうことをされましたか。当てはまるすべての()に○をつけてください。その他の場合は、[]に具体的に書いてください。

- ① () 同級生 ② () 上級生 ③ () 下級生
- ④ () 先生 ⑤ () 家族 ⑥その他 []

問4-ア 今年の〇月から今日までに、あなた以外のクラスの人や学校の人の中で、まわりの人から嫌なことをされている人はいますか。

- ①いる () ②いない ()

問4ーイ ①と答えた人は、どんなことをされているか書いてください。

--

問5-ア 心を傷つけられたり、たたかれたりして「いやだ」とか「こわい」などと感じている人は教えてください。そのことを学校の先生たちに相談したいですか。

- ①はい () ②いいえ ()

①と答えた人は、[] に自分の名前を記入してください。周りの人に分からないようにして話を聞きます。 []

問5-イ ①と答えた人は、誰に相談したいですか。（ ）に○をつけてください。

- ① () 担任の先生
(ア) () 養護の先生
(イ) () 担任・用語以外の先生 先生の名前を書いてください []
(ウ) () 校長先生や教頭先生
⑤ () スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー

問6 あなたは、学校が今以上に、安全で楽しい学校になるためにクラスや学校でどんなことをしたらよいと思いますか。自由に書いてください。

--